

現 場 説 明 書

1 指示事項

(1) ダンプトラック等による過積載等の防止について

- ア 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- エ さし枠の装着又は物品積載装置の不法改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故等の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という）の目的に鑑み、法第１２条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- キ 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(2) 不法無線局について

- 不法無線局（電波法に基づく免許を受けないで開設した無線局）を設置した車両は工事現場周辺他で電波障害等を引起こすため、受注者は電波法令を厳守すること。
- なお、受注者は、地方総合通信局から協力要請があったときは、これに協力すること。

(3) 特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等

- ア 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第１０４号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、工事の落札者は、建設リサイクル法第１２条に基づく説明書（別紙様式４及び別表３）を発注者に提出し、その内容の説明を行わなければならない。
- イ また、建設リサイクル法第１３条に基づき、請負契約の当事者が、(1)分別解体等の方法、(2)解体に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用を工事請負契約書に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。
- ウ なお、工事請負契約書に記載する内容は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が示す施工方法と別の方法が記載された場合でも変更の対象とはしないものとする。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない場合は、発注者と協議するものとする。

(4) 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

ア 暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより警察に通報するとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

ウ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより行程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(5) 適正なコンクリート工事の実施について

土曜日、日曜日、祝日のコンクリート打設は、緊急を必要とする場合を除いて、原則として行わないものとする。やむを得ずコンクリートを打設する場合は、事前に作業内容及び理由等を記載した休日作業届けを監督職員に提出すること。

(6) 間伐材等木材の利用促進について

農林水産省は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）を推進するため、平成22年12月28日に策定した「新農林水産省木材利用推進計画」に基づき、木材利用の促進を図ることとしている。

については、工事用の看板や標識、残存型枠及び木柵等の工事については間伐材等木材利用の促進に努めること。

(7) 工事書類の簡素化について

農林水産省農村振興局が所管する直轄土地改良事業等の請負工事における受注者の業務及び発注者の監督・検査の合理化を目的に「提出書類の見直し」、「様式の統一」などを行い、農林水産省ホームページ (http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/) に提出書類様式を編集可能な形式（Word、Excel）で掲載したので、農林水産省ホームページからダウンロードして使用するものとする。

(8) 工事における余裕期間について

本工事は余裕期間を見込んでいない。

3 補足事項

補足事項は次のとおりであるが、設計図書（図面、仕様書、本現場説明書等）について質問があった場合は別途回答する。

（１）積算における工種等区分等について

本工事の積算体系は、農林水産省農村振興局制定、土地改良事業等請負工事積算基準（土木工事）の「その他土木２」、単価適用年月は「令和８年７月」、地域・地区区分は「兵庫県南・三木市（旧三木市・神戸市）」を適用している。

（２）建設副産物処理費

下記により受入費用を計上している。

①幹	10,000円/ton
②枝葉	16,000円/ton

（３）土地改良工事設計材料単価（近畿農政局公表分）について、以下に公表している。

https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html

（４）変更追加

遊歩道入口部車止めの一時撤去を変更追加する場合がある。